

第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)へ市民意見（令和3年1月15日現在）

- 1 募集期間: 令和2年12月14日(月)～令和3年1月22日(金)
提出件数: 1人1件
- 2 意見の趣旨及び市の考え方
取扱区分: A(意見を反映)0件, B(実施にあたり考慮)1件, C(原案に考慮済み)0件, D(説明・回答)0件

意見No.	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
1	基本目標4	P89	<p>高齢者福祉はじめ、「人の尊厳」を守る仕事はきわめて高い「人の働き」を必要としている。「基本目標4」で「介護人材の確保」を掲げているのは当然だが、「イベントなどで、芦屋市介護サービス事業所等と協働し、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施します。」ということも必要かもしれないが、「核心から外れたこと」と言わざるを得ない。介護労働の過酷さに反した処遇の低さは、あまりにひどく、多少とも介護を論じる人のなかでは「常識」のはずだ。まして「コロナ禍」のもとで、いっそう切実・深刻になった。にもかかわらず、原案で「介護に携わる方々の処遇改善」に触れていないとはどういうことか、理解できない。国に求める課題であるにしても、そのことを明記するべきだろう。</p>	B	<p>本計画P89に「人材確保に必要な事項として、(中略)介護職員の更なる処遇改善等が挙げられており、こうした課題に対応するために、多方面からの人材確保の取組を進めます。」と記載するとともに、「介護職の処遇改善につながる処遇改善加算等について、(中略)介護保険事業所への丁寧な周知に努める」ことを計画に記載しております。介護職員の処遇改善にもつながる介護報酬の見直し等については、引き続き、実施にあたって、国に求めてまいります。</p>